

ふくい働き方改革推進会議設置要綱

1 目的

人口減少社会が到来する中、地方創生の実現のためには、女性、高齢者をはじめすべての人々が働きやすく、活躍しやすい職場環境を作ることで、一人ひとりの潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要であり、そのためには、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直し、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度の普及など「働き方改革」を推進していくことが求められている。

こうした働き方改革を推進していく上での課題等について、労使を交えて話し合う場を設置し、地域や仕事の実情に応じて、従業員の創造性を発揮し、かつ個人個人の時間を豊かにする働き方、人生を最適化するための休み方等について議論を行い、労使一体となって女性の活躍促進や男女のワーク・ライフ・バランスの実現による労働者の労働環境整備、企業の労働生産性の向上等に取り組む気運が高まるよう、働き方改革を推進することを目的とする。

2 構成員

次の機関・団体とする。

使用者団体	福井県経営者協会 福井県商工会議所連合会 福井県中小企業団体中央会 福井県商工会連合会
労働組合	日本労働組合総連合会福井県連合会
行政機関	近畿経済産業局 福井県 福井労働局

なお、必要に応じて、他の関係者を出席させることができるものとする。

3 庶務等

会議の庶務は、福井労働局雇用環境・均等室において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会議で定める。

附則 本要綱は、平成27年11月13日から施行する。

附則 本要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附則 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。